

第 5 7 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 改正の主旨

(1) 市民税

国税である森林環境税が令和 6 年度から導入され、賦課徴収は市民税と併せて行うこととされたため、市税条例の関係規定について整備するものです。

(2) 固定資産税

地方税法等の一部改正（令和 5 年 3 月 3 1 日公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）に係る固定資産税の減額割合とその減額申告手続きについて定めるものです。

(3) 軽自動車税

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割における燃費・排ガス不正行為に対する不足額賦課徴収時の加算金割合の変更、軽自動車税の種別割において一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の税率軽減の延長及び特定小型原動機付自転車に係る税率などについて所要の改正を行うものです。

(4) 市たばこ税

地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税納付の際に地方税統一 QR コード等を用いた納付を行うことができる納付書の様式が追加されたことにより所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 市民税

森林環境税の導入に伴う給与所得に係る個人の市民税の特別徴収、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収及び仮特別徴収の規定の整備について

(対象条項)

佐世保市税条例第21条の2（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

佐世保市税条例第21条の3（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

佐世保市税条例第21条の4（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

(内容)

国税である森林環境税の賦課徴収は、市民税と併せて行くと森林環境税法に規定されたため、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収及び仮特別徴収に係る規定の整備を行うものです。

(根拠法令)

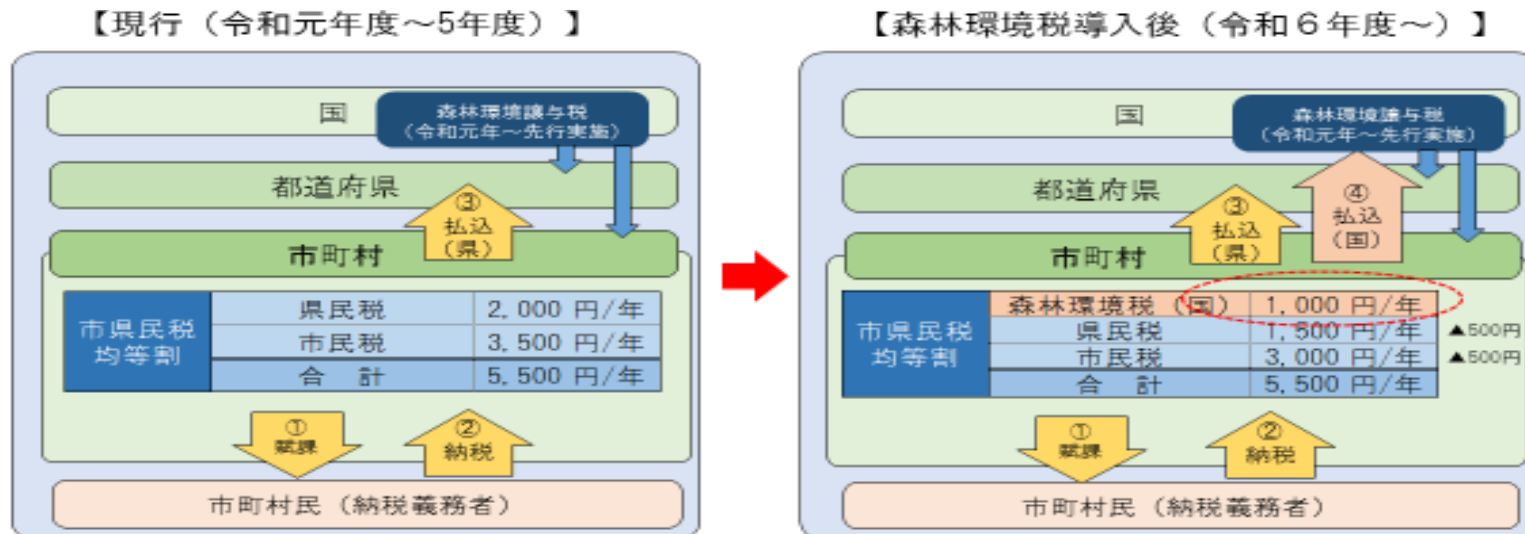
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第2条

(施行期日)

令和6年1月1日

【補足説明資料1：森林環境税について】



【法令整備の状況】

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律：H31.3.29 公布、H31.4.1 施行（ただし、森林環境税の創設に関する部分は、R6.1.1 施行）
- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令：R4.9.9 公布、R6.1.1 施行

（制度の趣旨）

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されています。

（森林環境税）

課税開始時期：令和 6 年度

賦課徴収：賦課期日（1 月 1 日）に住所を有する市町村が徴収

税率：1,000 円

※課税開始時期は、消費税率 10%へのアップ（H31.10）や均等割税率の引上げ（復興増税分 1,000 円（県市各 500 円））が令和 5 年度まで行われることを考慮し、設定されています。

（森林環境譲与税）

令和元年度から市・県に譲与開始。

【補足説明資料 2：市県民税の給与及び公的年金からの特別徴収について】

① 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収について（佐世保市税条例第 2 1 条の 2 関係）

給与所得者の市民税は、6 月から翌年 5 月までの 12 か月の給与から、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与支払の際に徴収し、翌月 10 日までに市へ納入することとなっています。

森林環境税についても、この市民税と併せて徴収することとなり、その規定を整備するものです。

② 公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収について（佐世保市税条例第 2 1 条の 3、第 2 1 条の 4 関係）

65 歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る市民税は、公的年金の支払者（特別徴収義務者）が年金の支払の際に引き落とし、翌月 10 日までに市へ納入することとなっています。また、公的年金からの市民税の特別徴収（引き落とし）については、下記のとおり、仮徴収、本徴収という仕組みがあり、これらの該当規定について、森林環境税を併せて徴収する規定を整備するものです

（公的年金からの特別徴収（引き落とし）の具体例）

前年度の年税額が 6,000 円、今年度の年税額が 5,500 円の場合

	仮徴収 (佐世保市税条例第 2 1 条の 4)			本徴収 (佐世保市税条例第 2 1 条の 3)			合 計
月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	
税額(円)	1,000	1,000	1,000	900	800	800	5,500
	6,000(前年度年税額)×1/2=3,000			5,500(今年度年税額)-3,000(仮徴収額)=2,500			
算出方法	前年度分の年税額の 1/2 の額を 3 回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収額を差し引いた額を 3 回に分けて引き落とし			-

(2) 固定資産税

- ① 「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」に係る固定資産税の減額割合及び減額申告手続きについて（新設）

（対象条項）

申告手続きについて：佐世保市条例第29条第11項

特例割合について：佐世保市税条例附則第118項

（内容）

長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額割合及び減額申告手続きについて定めるものです。

特例対象：一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に完了したもの

適用年度：令和6年度課税分から令和8年度課税分

（工事が完了した日の属する翌年度課税分に限る。）

特例割合：固定資産税の1/3を減額 ※1戸あたり100㎡相当分まで

（1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額）

（根拠法令）

地方税法附則第15条の9の3第1項

（施行期日）

公布の日

長寿命化工事に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設

背景

- 多くの高経年マンションにおいて、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足している。
- 長寿命化工事が適切に行われないと、外壁の剥落・廃墟化を招き、周囲への大きな悪影響や除却の行政代執行に伴う多額の行政負担が生じる。
- このため、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることが必要。

措置の内容

- 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、その翌年度に課される家屋の固定資産税を減額する。
- 減額割合は、 $1/6 \sim 1/2$ の範囲内で（参酌基準： $1/3$ ）で市町村の条例で定める。

【対象となるマンションの要件】

築後 20 年以上が経過している 10 戸以上のマンション

長寿命化工事を過去に 1 回以上適切に実施

長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保
積立金を一定以上引き上げ、「管理計画の認定」
受けていること。

【長寿命化工事の実施】

屋根防水工事

床防水工事

外壁塗装工事

工事完了日の条件
R5.4.1～R7.3.31

【固定資産税の減額】

○工事完了の翌年度分を
減額(100 m²まで)

○減額割合は、 $1/6 \sim 1/2$
の範囲で市町村の条例
で定める。

② 地方税法等の一部改正に伴う引用条項の変更（項ずれ）等によるもの

（対象条項）

佐世保市税条例第２９条第１２項、第１３項

佐世保市税条例附則第５８項、第６３項、第６４項、第６９項～第７３項、第７９項、第８０項、

第８６項～第９１項、第１０４項、１０８項及び第１１６項、第１１７項

佐世保市税条例附則第９３項、第１０３項及び第１１１項（本３項については削除）

（内容）

地方税法の改正による条項の項ずれ及び削除によるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第１５条第２１項～第２３項、第２５項、第２８項、第３２項、第３３項

第１５条の１０第１項、第１５条の１１第１項、第２９条の８の２

第２９条の１８、第３０条第３項、第４項、第６４条

（施行期日）

公布の日

(3) 軽自動車税

① 軽自動車税の環境性能割
賦課徴収に係る加算金割合の変更について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第97項

(内容)

燃費・排ガス不正行為に対する賦課徴収への特例として、不正を行った自動車メーカーへ納付不足額を徴収する際の加算金の割合を10/100から35/100へ変更するものです。

$$\text{納付不足額} + \text{加算金 (納付不足額} \times 35/100) = \text{納付すべき額}$$

(根拠法令)

地方税法附則第29条の9第5項

(適用開始日)

令和6年1月1日

(施行期日)

令和6年1月1日（令和6年1月1日以後に取得された軽自動車等に対して課する環境性能割について適用）

② 軽自動車税の種別割

a 賦課徴収に係る加算金割合の変更について

(対象条項)

市税条例附則第110項

(内容)

燃費・排ガス不正行為に対する賦課徴収への特例として、不正を行った自動車メーカーへ納付不足額を徴収する際の加算金の割合を10/100から35/100へ変更するものです。

$$\boxed{\text{納付不足額}} + \boxed{\text{加算金 (納付不足額} \times 35/100)} = \text{納付すべき額}$$

(根拠法令)

地方税法附則第30条の2第3項

(適用開始日)

令和6年1月1日

(施行期日)

令和6年1月1日（令和6年1月1日以後に取得された軽自動車等に対して課する種別割について適用）

b 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の車両区分創設に伴う税率の新設について

（対象条項）

市税条例第 36 条第 1 項第 1 号ニ

（内容）

令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）により、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された「特定小型原動機付自転車（一定の要件*を満たす電動キックボード等）」に係る軽自動車税種別割の税率を 2, 000 円とするものです。

*原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6kW 以下であって長さ 1.9m、幅 0.6m 以下かつ最高速度 20 km/h 以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義。

（根拠法令）

地方税法施行規則第 15 条の 15

（施行期日）

公布の日

c グリーン化特例の軽課の延長について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第104項、108項、第116項、第117項及び第119項～第121項

(内容)

三輪以上の軽自動車で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有するものについては令和6年度分の種別割に限り、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有するものについては令和7年度分の種別割に限り及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有するものについては令和8年度分の種別割に限り、概ね75%、50%、25%を軽減するものです。

車種区分 軽四輪		軽減区分	
		[現行]	
		令和4年度課税、令和5年度課税	
乗 用	自 家 用	電気・天然ガス軽自動車	10,800 円→2,700 円 (75%軽減)
	営 業 用	電気・天然ガス軽自動車	6,900 円→1,800 円 (75%軽減)
		2030 年度基準 90%達成	6,900 円→3,500 円 (50%軽減)
		2030 年度基準 70%達成	6,900 円→5,200 円 (25%軽減)
貨 物	自 家 用	電気・天然ガス軽自動車	5,000 円→1,300 円 (75%軽減)
	営 業 用	電気・天然ガス軽自動車	3,800 円→1,000 円 (75%軽減)

[改正後] 令和6年度課税以降	
3 年延長	(令和 6～令和 8 年度課税分)
3 年延長	(令和 6～令和 8 年度課税分)
3 年延長	(令和 6～令和 8 年度課税分)
2 年延長	(令和 6～令和 7 年度課税分)
3 年延長	(令和 6～令和 8 年度課税分)
3 年延長	(令和 6～令和 8 年度課税分)

(根拠法令)

地方税法附則第30条、第30条の2

(施行期日)

公布の日

(4) 市たばこ税の納付書様式の追加について

(対象条項)

佐世保市税条例第51条の7（たばこ税の申告納付の手續）

佐世保市税条例第51条の10（たばこ税に係る不足額等の納付手續）

(内容)

市たばこ税納付の際に地方税統一QRコード等を用いた納付を行うことができる納付書の様式を追加するものです。

(根拠法令)

地方税法施行規則第38条

(施行期日)

公布の日